



(3) 西予市

① 各種の相談窓口について

……お子さんの病気や発達のこと、その他様々な不安や心配なことを相談できる窓口を紹介します。

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
<ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病に関すること ・子どもの病気や障がいに関する不安や悩み ・病気のある子どものきょうだいに関する不安や悩み ・同じような病気のある子どもがいる家庭と交流したいなど 	認定NPO法人 ラ・ファミリエ 地域子どものくらし 保健室 〒790-0813 松山市萱町4丁目7-2 カネ宮ビル1階	電話/FAX : 089-916-6035 E-mail : lafamille@cc-sodan.jp	平日 第1・3土曜日 10:00~17:00
障害者手帳に関する こと 福祉サービスに関する こと	西予市役所 福祉課 〒797-8501 西予市宇和町卯之町 三丁目434番地1	電話 : 0894-62-6428 FAX : 0894-62-3055	平日 8:30~17:15
保育所や幼稚園、 一時預かりについて	西予市役所 子育て支援課 〒797-8501 西予市宇和町卯之町 三丁目434番地1	電話 : 0894-62-6551 FAX : 0894-62-6564	平日 8:30~17:15
病気や障がいのある 子どもの就学に関わ る相談について	西予市役所 学校教育課 〒797-8501 西予市宇和町卯之町 三丁目434番地1	電話 : 0894-62-6414 FAX : 0894-62-1115	平日 8:30~17:15
子育て、発達、虐待、 不登校、いじめ、非 行など、子どもに関 すること、子育てに 関することについて	西予市役所 子育て支援課 〒797-8501 西予市宇和町卯之町 三丁目434番地1	電話 : 0894-62-6551 FAX : 0894-62-6564	平日 8:30~17:15
	西予市役所 健康づくり推進課 〒797-8501 西予市宇和町卯之町 三丁目434番地1	電話 : 0894-62-6407 FAX : 0894-62-6564	

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
子育て、発達、虐待、不登校、いじめ、非行など、子どもに関すること、子育てに関することについて	西予市役所 学校教育課 〒797-8501 西予市宇和町卯之町 三丁目434番地1	電話：0894-62-6414 FAX：0894-62-1115	平日 8：30～17：15
子どもの医療費に関すること 手当てや 助成について	西予市役所 子育て支援課 〒797-8501 西予市宇和町卯之町 三丁目434番地1 (医療費、児童手当、 児童扶養手当等)	電話：0894-62-6551 FAX：0894-62-6564	平日 8：30～17：15
	西予市役所 福祉課 〒797-8501 西予市宇和町卯之町 三丁目434番地1 (医療費、特別児童扶養 手当等)	電話：0894-62-6428 FAX：0894-62-3055	
難病に関すること	八幡浜保健所健康増進課 〒796-0048 八幡浜市北浜 1丁目3番37号	電話： 0894-22-4111(代表) FAX：0894-22-0631 E-mail： yaw-kenkozosin@ pref.ehime.lg.jp	平日 8：30～17：15
発達障がいに関すること	西予市役所 学校教育課 〒797-8501 西予市宇和町卯之町 三丁目434番地1	電話：0894-62-6414 FAX：0894-62-1115	平日 8：30～17：15
	西予市役所 福祉課 〒797-8501 西予市宇和町卯之町 三丁目434番地1	電話：0894-62-6428 FAX：0894-62-3055	
	西予市役所 健康づくり推進課 〒797-8501 西予市宇和町卯之町 三丁目434番地1	電話：0894-62-6407 FAX：0894-62-6564	

② 子育て支援について

……子育てに役立つ各種事業やサービスを紹介します。

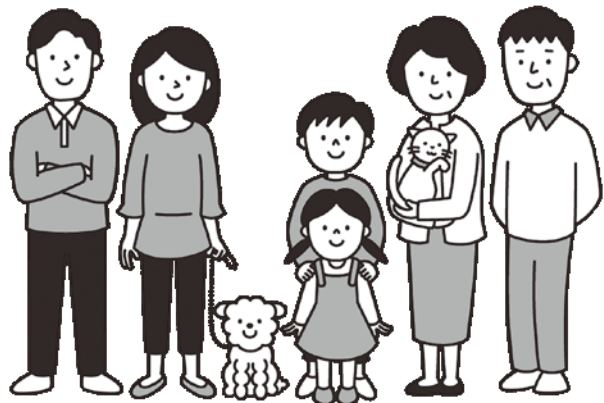
※各事業の日程は変更する場合があります。広報、市ホームページにてご確認ください。

○2022年度版 西予市子育て応援ブック

……妊娠から出産までの各種手続きや、予防接種、子育て支援サービスなど役立つ情報をわかりやすくまとめました。安心して楽しく子育てするためのガイドブックとして、ぜひご活用ください。

※冊子をご希望の方は、西予市役所又は各支所、児童館、子育て支援センターなどで無料配布しています。

URL : https://www.city.seiyo.ehime.jp/kurashi/kosodate_kyouiku/kosodateshienn/10508.html



○妊娠がわかったら

……妊娠がわかり、産婦人科等で「妊娠届出書」の発行を受けたら、「母子健康手帳」の交付を受けましょう。健診や妊娠・出産についての相談など、お手伝いをしていきます。

名 称	内 容	対 象	場 所・問い合わせ先
母子健康手帳の交付	妊娠届出時に保健師や栄養士が状況をお伺いし、母子健康手帳や必要な受診券などを発行します。	西予市に住民登録のある妊婦	<ul style="list-style-type: none"> ・西予市役所 健康づくり推進課 保健予防係 〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1 電話：0894-62-6407 FAX：0894-62-6564
妊婦一般健康診査	お母さんとおなかの赤ちゃんの健康を守り、妊娠が順調に経過しているかどうかを確認するための健康診査です。母子健康手帳交付時に、費用の一部が助成される受診券を発行します。		<ul style="list-style-type: none"> ・西予市役所 明浜支所 〒797-0292 西予市明浜町高山甲3420番地 電話：0894- 64-1111
妊婦歯科健康診査	母子健康手帳交付時に受診券を発行します。妊娠中に1回、無料で歯科健診を受けることができます。		<ul style="list-style-type: none"> ・西予市役所 野村支所 〒797-1292 西予市野村町野村12号617番地1 電話：0894-72-1111
妊産婦相談	電話・来所などで、保健師・栄養士が随時、個別相談を受け付けます。必要に応じ訪問もいたします。		<ul style="list-style-type: none"> ・西予市役所 城川支所 〒797-1792 西予市城川町下相945番地 電話：0894-82-1111 ・西予市役所 三瓶支所 〒796-0907 西予市三瓶町朝立1番耕地360番地1 電話：0894-33-1111



○月齢別の保健サービス

名称	内容	対象	場所	問い合わせ先
新生児聴覚検査	すべての新生児に対し、聴覚検査費用の一部を助成します。	新生児	出産した医療機関	・西予市役所 健康づくり推進課 保健予防係
赤ちゃん訪問	お子さんの健やかな成長や保護者のみなさまが安心して子育てにのぞめるよう、生後4か月以内の赤ちゃんのいるご家庭へ家庭訪問いたします。	生後4か月以内	ご家庭	〒797-8501 西予市宇和町卯之町 三丁目434番地1 電話：0894-62-6407 FAX：0894-62-6564
4か月児健康診査	身体計測・問診・診察・保健指導・栄養指導を行います。	生後4か月～5か月	西予市教育保健センター	・西予市役所 明浜支所 〒797-0292 西予市明浜町高山甲 3420番地 電話：0894-64-1111
離乳食学級	講話・調理実習・試食・相談を行います。 (要申込)	生後4か月のお子さんとその保護者		・西予市役所 野村支所
乳児一般健康診査 (7～8か月)	県内の医療機関で受けることができます。 母子健康手帳と受診票を持参しましょう。	生後7か月～8か月	県内の医療機関	〒797-1292 西予市野村町野村12号 617番地1 電話：0894-72-1111
10か月児相談	身体計測・問診・栄養指導・歯科指導・保健指導を行います。	生後9か月～11か月	西予市教育保健センター 野村保健福祉センター	・西予市役所 城川支所 〒797-1792 西予市城川町下相 945番地 電話：0894-82-1111
乳児一般健康診査 (10～11か月)	県内の医療機関で受けることができます。 母子健康手帳と受診票を持参しましょう。	生後10か月～11か月	県内の医療機関	・西予市役所 三瓶支所 〒796-0907 西予市三瓶町朝立 1番耕地360番地1 電話：0894-33-1111
1歳6か月健康診査	身体計測・問診・内科診察・歯科診察・保健指導・栄養指導・歯科指導を行います。	1歳6か月～2歳未満	西予市教育保健センター 野村保健福祉センター	
2歳児親子教室	保健師と栄養士による生活習慣に関する講話、歯科衛生士によるブラッシング指導を行います。	2歳児とその保護者		
3歳児健康診査	身体計測・問診、SVS(屈折検査)・内科診察・歯科診察、保健指導・栄養指導、歯科指導を行います。	3歳3か月～4歳未満		

○産後ケア事業

……産後のお母さんの不安解消のために助産師が授乳指導や乳房ケア・赤ちゃんの発育、発達の相談など子育てに関するアドバイスをを行います。利用には申請が必要です。

対 象	西予市に住民票がある出産後1年以内のお母さんとそのお子さんで下記のいずれかに該当する方 (1) 体調に不安がある方・育児に不安がある方 (2) 母乳育児に不安がある方 (3) ご家族などから産後の支援が受けられない方
内 容	授乳指導や乳房ケア、気分の落ち込みや不安の相談、お母さんの休養、育児についての具体的な指導、赤ちゃんの発育・発達の相談、その他育児相談全般
利用日数	1回のお産につき宿泊型・日帰り型・訪問型をあわせて7日まで

■利用料や利用の流れ、利用可能な施設などはHPをご覧ください。

https://www.city.seiyo.ehime.jp/kakuka/seikatsu_fukushi/kenko/ninshin/8722.html



■お問合せ

西予市役所 健康づくり推進課

〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

電話：0894-62-6407 FAX：0894-62-6564



○子育て世代包括支援センター「くるむ」

……妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、ママの不安や悩みに寄り添いながら、切れ目ない支援を行うため、西予市役所健康づくり推進課内に、子育て世代包括支援センター「くるむ」を開設しています。

妊娠中や産後のからだのことなどお気軽にご相談ください。

■時間：8:30～17:15 月～金（祝祭日、年末年始を除く）

■お問合せ





西予市役所 健康づくり推進課内 子育て世代包括支援センター くるむ

〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

電話：0894-62-6407 FAX：0894-62-6564

○子育て支援センター

……就学前の乳幼児をもつ保護者が、親子で楽しく活動したり、子育てに関する不安や悩みを相談したりできる交流場所です。西予市内の子育て支援センター・児童館では、毎月いろいろなイベントを用意していただいておりますので、ぜひご利用ください。

子育て支援センター すくすくルーム	住所	西予市宇和町下松葉177-1（宇和保育園内）	
	電話	0894-89-2759	
	利用時間	8：30～17：00 ※土・日・祝日はお休みです。	
	パンフレット	宇和保育園 地域子育て支援センター (PDFファイル:223.8KB)	
宇和児童館 (子育て支援センター うわっこ)	住所	西予市宇和町神領529-1（宇和児童館内）	
	電話	0894-62-7331	
	利用時間	9：30～18：00 ※火曜日はお休みです。	
	パンフレット	宇和児童館（うわっこ） (PDFファイル:184.1KB)	
コスモス館 (子育て支援センター コアラルーム)	住所	西予市三瓶町朝立2-35-5（コスモス館内）	
	電話	0894-33-3118	
	利用時間	9：00～17：00 ※土・日・祝日はお休みです。	
	パンフレット	コスモス館 (PDFファイル:278.3KB)	
コアラルーム (PDFファイル:134.2KB)			
野村児童館	住所	西予市野村町野村11-35-1	
	電話	0894-72-0374	
	利用時間	8：30～17：00（月・金・土・日）、 13：30～17：00（水・木）※火曜日はお休みです。	

■お問合せ

西予市役所 子育て支援課

〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

電話：0894-62-6551 FAX：0894-62-6564

○西予市ファミリー・サポート・センター

……平成28年度より、子育て支援のひとつとして「ファミリー・サポート・センター事業」（通称・ファミサポ）を開設しました。

「子育ての援助を受けたい人」（依頼会員）と「子育ての援助を行いたい人」（提供会員）が会員となって相互援助活動を行うことで、地域全体で子育て支援することを目的としています。

援助の内容	保育園・幼稚園の保育時間前後の子どもの送迎・預かり 学校の放課後児童クラブ終了後の送迎・預かり 保育園・幼稚園・小学校が休みの時の預かり 乳幼児を連れてでかけにくいとき（参観日・病院など）など ※ 原則として、子どもの宿泊を伴う援助活動は行いません。	
援助の場所	子どもを預かるのは、原則として提供会員の自宅となりますが、会員同士の了解があれば、自宅以外でも対応できます。	
利用料金 （報酬）	30分単位	300円／児童1人 * 30分増す毎に300円加算 * 土日祝日・時間不問：条件同じ

※最初の30分は、それに満たない時間でも30分料金となります。

※平成30年度から、ひとり親家庭、低所得者、ダブルケア負担の世帯に利用助成を開始しました。
詳細は、

https://www.city.seiyo.ehime.jp/kurashi/kosodate_kyoiuku/kosodateshienn/2533.html



■お問合せ

西予市ファミリー・サポート・センター

〒797-8501 西予市役所 2階 子育て支援課内

電話/FAX：0894-62-1520（センター直通）

●参考リンク集

愛媛子育て応援サイト きらきらナビ

<http://www.ehime-kirakira.com>



③ 手当や年金について

……お子さんや保護者を対象の各種手当や年金について紹介します。

	手当	内容	対象	窓口
手 当	児童手当	<p>15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中学校修了前の児童)を養育している方に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 15,000円/月 (一律) ・3歳～小学生 10,000円/月 (第3子以降は15,000円) ・中学生 10,000円/月 (一律) 	<p>支給対象児童を監護し、かつ、生計を同一にする父または母などで、国内に住所を有する方です。原則、児童を監護している父母のうちで恒常的に所得の多い方が受給者となります。</p> <p>※児童福祉施設等に入所している児童の手当は、施設長等が受給者となります。</p> <p>※父母が離婚協議中で別居中の場合、児童と同居している父または母が受給者となります。</p> <p>※所得制限あり</p>	<p>西予市役所 子育て支援課</p> <p>〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1 電話： 0894-62-6551 FAX： 0894-62-6564</p>
	児童扶養手当	<p>18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障がいがあるときは20歳に達した日の前日が属する月末までの児童)を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども1人の場合 44,140円～10,410円/月 ・2人目 10,420円～ 5,210円/月 加算 ・3人目以降 1人につき 6,250円～ 3,130円/月 加算 <p>※令和5年4月改定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・父母が離婚した児童 ・父または母が死亡した児童 ・父または母が重度の障がいの状態にある児童 ・父または母の生死が明らかでない児童 ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ・母が婚姻によらないで懐胎した児童 ・父母ともに不明である児童 <p>※所得制限あり</p> <p>※婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係があるとき(養育者は除く)、児童が児童福祉施設などに入所したり里親に預けられた時は手当を受けられません。</p>	<p>西予市役所 子育て支援課</p> <p>〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1 電話： 0894-62-6551 FAX： 0894-62-6564</p>

	手当	内容	対象	窓口
手当	特別児童扶養手当	精神または身体に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。 ・1級（重度障がい児） 53,700円/月 ・2級（中度障がい児） 35,760円/月 ※令和5年4月改定	①児童や父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいること ②児童が施設に入所していないこと ③障がいを理由とした公的年金を受けられないこと ④受給者、配偶者、扶養義務者の所得が一定の額以下であること	西予市役所 福祉課 〒797-8501 西予市宇和町卯之町 三丁目434番地1 電話： 0894-62-6428 FAX： 0894-62-3055
	障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。 15,220円/月 ※令和5年4月改定	20歳未満で、常時介護が必要であり、身体障がい（1級と2級の一部）や知的障がい（IQ20以下程度）のある児童で、以下の条件である方 ①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③障害年金などの障がいを支給条件とする公的給付を受けていないこと	
	特別障害者手当	障がい重複するなど精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給される手当です。 27,980円/月 ※令和5年4月改定	20歳以上で、日常生活で常時特別の介護が必要であり、障害年金の1級程度の障がい重複しているなど、著しく重度障がいの状態にある方で、以下の条件である方 ①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③3か月以上連続して入院していないこと	

	手当	内容	対象	窓口
年金	障害基礎年金	<p>病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。</p> <p>令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級 993,750円/年 + 子の加算 ・ 2級 795,000円/年 + 子の加算 	<p>●20歳前の障がいの場合 20歳前に病気やけがで障がい者となった場合、20歳以降に受けることができます。</p> <p>●20歳以降の障がいの場合 20歳～59歳の間の国民年金に加入中、または60歳～64歳の間に、病気やけがで障がい者になった場合に受けることができます。 (一定の保険料納付が必要)</p>	<p>西予市役所 市民課</p> <p>〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1 電話： 0894-62-6405 FAX： 0894-62-3055</p>
制度	心身障害者扶養共済制度	<p>心身障がい児(者)の保護者が毎月一定の掛け金を納めることによって、保護者が亡くなったり、重度障がいの状態になったりした後に、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される任意加入制度です。</p>	<p>障がいのある方を現に扶養している保護者であって、次の要件を満たしている方</p> <ol style="list-style-type: none"> ①西予市に住所があること ②加入時年度の4月1日時点で、年齢が65歳未満であること ③特別な疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ④障がいのある方1人に対して、2口まで加入できます。 	<p>西予市役所 福祉課</p> <p>〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1 電話： 0894-62-6428 FAX： 0894-62-3055</p>



④ 医療費等の助成や給付について

……お子さんを対象とした医療費の助成や給付について紹介します。

●医療費助成

助成・給付	内容	対象	窓口
子ども医療費助成	子ども医療費受給者証の提示で、乳幼児から中学卒業まで*の子どもの入院・通院にかかる医療費（保険診療の自己負担分）が無料になります。	西予市に住所を有する乳幼児（就学前：6歳に達した日の年度末）または児童（中学生：15歳に到達した日の最初の年度末まで*）の保護者が対象。各医療保険の一部負担金について、市が助成します。 （高額療養費、家族療養費、付加給付金など、医療保険から支給される分を除いた額） ※予防接種、文書料、入院時の差額ベッド代、食事療養標準負担額などは、支給対象になりません。 *令和5年4月診療分から、助成対象を18歳到達の年度末までに拡充。ただし、婚姻している場合や就労等により保護者の扶養から外れた場合は対象外。	西予市役所 子育て支援課 〒797-8501 西予市宇和町 卯之町三丁目 434番地1 電話： 0894-62-6551 FAX： 0894-62-6564
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の母・父及び児童の入院・通院分に係る医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。 医療機関の窓口で「保険証」と「ひとり親家庭医療費受給者証（申請により発行）」を提示すれば、自己負担なしで受診できます。	①児童を監護し、その者の生計を維持する配偶者がいない女子または配偶者がいない男子 ②前号に定める者の監護を受け、その者と生計を同じくする児童 ③配偶者がいない祖母と孫または姉と弟妹ならびに配偶者がいない祖父と孫または配偶者がいない兄と弟妹からなる家庭であつて、市長がひとり親家庭に準ずると認めるもの ④母子および父子ならびに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のいない児童（父母が重度の障害により長期にわたって労働能力を失っているため、その扶養を受けることができない児童） ※児童については20歳未満でも、就職して社会保険の対象になっている場合は対象外となります。 ※生活保護を受けている方や所得税の納付義務のある方は対象にはなりません。	

助成・給付	内容	対象	窓口
未熟児養育医療給付事業	<p>身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児（1歳未満）に対して、その治療に必要な医療費を市が負担する制度です。</p> <p>給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。</p>	<p>出生時体重が2,000グラム以下または生活力が特に薄弱で、医師が入院療養を必要と認めた乳児（保護者が西予市内に居住するもの）</p>	<p>西予市役所 子育て支援課</p> <p>〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1</p> <p>電話： 0894-62-6551 FAX： 0894-62-6564</p>
小児慢性特定疾病医療費助成	<p>国の指定する小児慢性疾病にかかり、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、指定医療機関での治療に係る医療費の一部を助成します。</p>	<p>18歳未満の児童（ただし、18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方も対象となります。）</p>	<p>八幡浜保健所健康増進課</p> <p>〒796-0048 八幡浜市北浜1丁目3番37号</p> <p>電話： 0894-22-4111（代表） FAX： 0894-22-0631</p>
難病の医療費助成	<p>国の指定する「指定難病」と診断され、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、難病法に基づき指定された「指定医療機関」での治療等に係る医療費の一部を助成します。</p>	<p>指定難病と診断されている方で、以下の①～③に該当する方</p> <p>①症状の程度が指定難病の疾病ごとに決められた認定基準（重症度分類基準）を満たす方、または上記の認定基準を満たさないものの、指定難病に係る医療費の総額（10割の額）が33,330円を超える月が年間3回以上ある方</p> <p>②西予市内に住所を有している方</p> <p>③公的医療保険（国民健康保険や健康保険など）に加入している方、または生活保護受給者</p>	<p>E-mail： yaw-kenkozosin@pref.ehime.lg.jp</p>



助成・給付	内容	対象	窓口
重度心身障がい者医療費助成	重度心身障がい者(児)の入院・通院分にかかる医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。	次のいずれかに該当する人が対象です。 ・身体障害者手帳1級または2級に該当する人 ・療育手帳A級を持つ人 ・療育手帳B級(中度)と身体障害者手帳を持つ人	西予市役所 福祉課 〒797-8501 西予市宇和町 卯之町三丁目 434番地1 電話： 0894-62-6428 FAX： 0894-62-3055
育成医療 (自立支援医療)	身体に障がいのある児童、もしくは将来機能障がいを招くおそれのある児童で手術等により障がいの治癒、軽減を図ることができる場合、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。 ※所得制限等の要件あり	①18歳未満の身体に障がいのある児童、もしくは将来障がいを残すと認められる児童で、手術等により確実な治療効果が期待できること ②指定自立支援育成医療機関で治療を行うこと ③西予市に住民登録があること ※所得制限あり	
精神通院医療 (自立支援医療)	精神障がいのある方が継続的に精神通院を受ける場合、県の指定医療機関、薬局、デイケアなどで、原則として1割負担に軽減されます。	精神障がい及び当該精神障がいに起因して生じた病態にたいして、病院又は診療所に入院しないで行われる医療。医療機関、薬局、精神科デイケア、訪問看護などが対象となりますが、原則としてそれぞれ1カ所までの登録となります。	
更生医療 (自立支援医療)	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、その障がいについて確実な治療の効果が見込まれる医療に対して、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。 ※所得制限等の要件あり。	身体障害者手帳を持っている18歳以上の方 対象となる障がいは、視覚障がい・聴覚障がい・言語障がい・肢体不自由・内部障がい(心臓・腎臓・肝臓・小腸・免疫)です。	

●用具の給付

給付	内容	対象	窓口
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。	次の全ての要件に該当する方が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ・西予市にお住まいの方 ・小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方 ・在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具の給付を必要とする方 ・障害者総合支援法などの他の同様な用具給付制度を利用できない方 	西予市役所 健康づくり推進課 〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1 電話： 0894-62-6407 FAX： 0894-62-6564
補装具費支給	身体障がい者（児）及び難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具（補装具）の交付、借り受け及び修理に要する費用の支給を行います。	事前に、補装具の必要性が認められた人を対象とします。	西予市役所 福祉課 〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1 電話： 0894-62-6428 FAX： 0894-62-3055
日常生活用具給付事業	障がいのある人や難病等の方が、在宅での日常生活に必要な用具や住宅改修にかかる費用の一部を助成します。	原則、在宅で生活する以下の人が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・療育手帳の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・難病患者等で必要性が認められる方 <p>ただし、介護保険により給付の対象となる用具の貸与または購入費の支給を受けることができない方は対象外です。また、一定以上の所得のある人も助成の対象外となります。</p>	

⑤-(a) 訪問看護について

……訪問看護は、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士などの医療従事者が、自宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。医師が必要と認めた要介護者に対して、医師の指示のもとに生活支援と医療処置を行います。

*愛媛県内の訪問看護ステーションについては、P240参照

⑤-(b) 障がい者手帳の制度について

……障がい者手帳とは、心身に何らかの障がいがあることにより自立が困難な方や日常生活に支援を必要とする方に対し、自治体から交付される手帳です。障がいの内容により、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。それぞれの障がいの程度に応じた等級があり、その等級に応じて受けられる支援やサービスの内容は異なります。

	手帳	内容	対象	窓口
①	身体障害者手帳	身体に一定以上の障がいのある人が、障がいの程度に応じてさまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。等級は、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障がいのある方	西予市役所 福祉課 〒797-8501 西予市宇和町 卯之町三丁目 434番地1 電話： 0894-62-6428 FAX： 0894-62-3055
②	療育手帳	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをとまなう、いわゆる知的障がい者(児)がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がい程度には、A、Bがあります。	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをとまなう方	
③	精神障害者 保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的に、各種サービスが受けられる手帳です。1～3級までの等級があります。	精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会参加への制約がある方	

⑤-(c) 障害福祉サービスについて

○障害児相談支援

……障がいの児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

*愛媛県内の障害児相談支援事業所については、P240参照

○障害児通所支援

……障がいのあるお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練や治療、社会との交流の促進を、施設等に通所することで行う支援です。

●通所サービスには、以下のサービスがあります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 児童発達支援は、児童発達支援センターと児童発達支援事業所で受けられます。	小学校就学前の障がいのある子ども（身体障がい児、知的障がい児、発達障がい児を含む精神障がい児）	西予市役所 福祉課 〒797-8501 西予市宇和町 卯之町三丁目 434番地1 電話： 0894-62-6428 FAX： 0894-62-3055
②	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重度の障がいの状態、その他これに準ずる状態にある障がい児	
③	保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行います。	保育所や幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等の施設に通っている児童	

	サービス	内容	対象	窓口
④	放課後等 デイサービス	学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	学校教育法に規定する学校（小・中・高校・特別支援学校）に就学している障がいのある児童	西予市役所 福祉課 〒797-8501 西予市宇和町 卯之町三丁目 434番地1 電話： 0894-62-6428 FAX： 0894-62-3055

* 愛媛県内の障害児通所支援施設については、P240参照

○障害児入所支援

……障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。

●障害児入所支援には、「福祉型」と、治療も行う「医療型」があります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	福祉型 障害児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。 ・食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援、助言 ・身体能力の訓練や日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	愛媛県保健福祉部 福祉総合支援センター 〒790-0811 松山市本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター内 電話： 089-922-5040 FAX： 089-923-9234

	サービス	内容	対象	窓口
②	医療型 障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行うサービスです。 ・ 疾病の治療 ・ 看護 ・ 医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護 ・ 日常生活上の相談支援や助言 ・ 身体能力の訓練に加えて、日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・ レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・ コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	愛媛県保健福祉部 福祉総合支援センター 〒790-0811 松山市本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター内 電話： 089-922-5040 FAX： 089-923-9234

* 愛媛県内の障害児入所支援施設については、P240参照

● 居宅サービス等、その他の障害福祉サービス

* 18歳未満も利用可能なサービス



	サービス	内容	対象	窓口
自立支援給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。	障害支援区分1以上の方 ※障がい児も利用できる場合があります。	西予市役所 福祉課 〒797-8501 西予市宇和町 卯之町三丁目 434番地1 電話： 0894-62-6428 FAX： 0894-62-3055

	サービス	内容	対象	窓口
自立支援給付	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて も高い人に、居宅介 護等複数のサービス を包括的に行います。	障害支援区分6であつ て、次のいずれかに 該当する方 ①四肢全てに麻痺等 があり、寝たきり状 態の筋ジストロフィー 患者等 ②障害支援区分の認 定調査項目のうち行 動関連項目の点数が、 合計10点以上である方 ※障がい児も、区分6 に相当する心身の状態 の方は利用できる場合 があります。	西予市役所 福祉課 〒797-8501 西予市宇和町 卯之町三丁目 434番地1 電話： 0894-62-6428 FAX： 0894-62-3055
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が 病気などの場合に、 短期間、夜間も含め 施設等で、入浴・排 せつ・食事の介護等 を行います。	障害支援区分1以上の 方（医療型短期入所は 別の要件あり） ※障がい児も利用でき る場合があります。	
	行動援護	知的障がい又は精神 障がいにより自己判 断能力が制限されて いる人が行動するど きに、危険を回避す るために必要な支援 等を行います。	障害支援区分3以上で、 行動関連項目等で条件 あり ※障がい児も利用でき る場合があります。	
	同行援護	視覚障がいにより、 移動に著しい困難を 有する人に対し、移 動に必要な情報の提 供、移動の援護等の 外出支援を行います。	障害支援区分以外の 条件あり ※障がい児も利用でき る場合があります。	



	サービス	内容	対象	窓口
地域生活支援事業	移動支援事業	移動に困難を有する視覚障がい者（児）、全身性障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）、発達障がい者（児）等に、円滑に外出できるように、移動の支援を行います。	①身体障害者手帳の肢体不自由1級で、両上肢及び両下肢の等級が1級若しくは2級の機能障がいのある方 ②療育手帳を所持している方 ③精神障害者保健福祉手帳を所持している方等 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者 ⑤発達障がいであると診断された方	西予市役所 福祉課 〒797-8501 西予市宇和町 卯之町三丁目 434番地1 電話： 0894-62-6428 FAX： 0894-62-3055
	日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。	①児童相談所または知的障害厚生相談所において知的障がいがあると判定された者 ②身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者 ③医師により発達障がいと診断された18歳未満の者等 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者	
	訪問入浴サービス	在宅や通所での入浴が困難な障がい者（児）に対して、巡回訪問し、入浴を行います。	在宅や通所での入浴が困難な障がい者（児）	
	意思疎通支援事業	自立した日常生活または社会参加ができるように手話通訳者を派遣し福祉の増進と社会参加の促進を図ります。	聴覚または音声・言語機能障がい者（児）	
	地域活動支援センター	作業やレクリエーションなどを通して、社会参加（地域との交流）、自立の促進を図ることを目的としたところです。	西予市内に在住する在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその家族または支援者	

	サービス	内容	対象	窓口
生活福祉資金貸付事業	生活支援費 住宅入居費 一時生活再建費	生活再建までに必要な費用住宅の賃貸契約を結ぶための費用など	低所得世帯、障がい者世帯、65歳以上の高齢者の属する世帯等	愛媛県社会福祉協議会 地域福祉部 福祉資金課 〒790-8553 松山市持田町 三丁目8番15号 電話： 089-921-8384 FAX： 089-921-5289 または 社会福祉法人 西予市社会福祉協議会 〒797-1212 西予市野村町 野村12-15 電話： 0894-72-2306 FAX： 0894-72-0024
	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・ 冠婚葬祭に必要な経費 ・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費 		
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困窮となった場合に貸し付ける少額の費用		



	サービス	内容	対象	窓口
生活福祉資金貸付事業	教育支援費 就学支度費	○教育支援費 高等学校、大学又は高等専門学校に就学するための経費 ○就学支度費 高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	低所得世帯、障がい者世帯、65歳以上の高齢者の属する世帯等	※前ページ参照

愛媛県内の各施設は、愛媛県のホームページ「障がいのある方のための施設案内」のページの「指定障害児支援事業所・施設」に掲載されていますのでご覧ください。

https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/syougai/ken_shi/index.html

⑥ 入園について



○保育所等の利用について

……子ども・子育て新制度(平成27年度開始)に移行した幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する場合は、支給認定を受ける必要があります。支給認定区分には、利用を希望する施設や子どもの年齢によって、3つの区分があります。

利用希望施設	保護者の要件	対象年齢	必要な認定区分		窓口
幼稚園	なし	3～5歳	新制度に移行していない幼稚園	認定なし	西予市役所 子育て支援課 〒797-8501 西予市宇和町 卯之町三丁目 434番地1 電話: 0894-62-6551 FAX: 0894-62-6564
			新制度に移行している幼稚園	1号認定	
認定こども園	なし	3～5歳	幼稚園機能部分(1号認定)		
		3～5歳	保育所機能部分(2号認定)		
保育所	仕事等の理由により家庭での保育ができない場合など、保育の必要な事由に該当する場合	0～2歳	3号認定		
		3～5歳	2号認定		
地域型保育事業	仕事等の理由により家庭での保育ができない場合など、保育の必要な事由に該当する場合	0～2歳	3号認定		
企業型保育事業、認証保育所、地域保育所		0～2歳	認定なし		
子育て支援拠点事業	なし	0～5歳	認定なし		

●一時預かり事業

……主に保育所などに通っていない児童で、保護者の仕事や病気などで一時的に保育が必要となった場合や育児疲れのリフレッシュを目的として、一時預かりを実施しています。

保育所名	電話	利用時間	利用料金（日額）
宇和保育園	0894-62-2588	8:30～17:00 (月～土曜日)	4時間未満1,000円(給食なし時750円)
			4時間以上2,000円(給食なし時1,750円)
うわまち未来 こども園	0894-89-3131	8:30～17:00 (月～土曜日)	4時間未満1,000円(給食なし時750円)
			4時間以上2,000円(給食なし時1,750円)
しろかわ保育所	0894-82-0001	8:30～18:00 (月～土曜日)	4時間未満1,000円(給食なし時750円)
			4時間以上2,000円(給食なし時1,750円)

※詳細については、各保育所及び子育て支援課にお問い合わせください。

■お問い合わせ先

西予市役所 子育て支援課

〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

電話：0894-62-6551 FAX：0894-62-6564

●病児保育事業について

……保護者が就労している場合等において、お子さまが病気の際に自宅での保育が困難な場合があります。そんなとき、一時的にお子さまをお預かりする病児保育事業が平成30年4月からスタートしています。利用には、必ず事前登録申請書の提出が必要です。

名称	内容
実施場所	西予市 スマイル保育園病児保育室 〒797-0030 西予市宇和町清沢2009番地2（西予市民病院北隣） 電話：0894-62-6736
対象児童	西予市内に住所を有する生後6か月から小学校6年生までの、次のいずれにも該当するお子さまただし、西予市外に住所を有し、西予市内の保育所等に入所している場合は利用できません。 1. 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない状態又は病気の回復期にあり、集団保育を受けることが困難である。 2. 保護者の勤務の都合、傷病、出産その他やむを得ない理由により、一時的に家庭での保育が困難である。

名称	内容
期 間	月曜日から土曜日（日曜日・祝日・12月29日～1月3日はお休みです）
定 員	6名
利用時間	午前7時30分～午後6時まで
利用料	1日 1,500円 食事代 500円 半日 750円 食事代 400円 ひとり親家庭世帯(市民税非課税世帯)、生活保護世帯については、食事代のみ
送迎サービス	保育所等でお子さまが体調不良となったとき、保護者が就労等の都合でお子さまの迎えに行くことができない場合、病児保育室の看護師又は保育士が保護者の代わりに保育所等へタクシーで迎えに行き、診察後、保護者がお迎えに来られるまで、病児保育室で一時的にお預かりします。 タクシーの利用料について、自己負担2,000円。 (2,000円以下のタクシー利用料は、その金額)
利用の流れ	利用を希望される人は、事前に利用登録をおこない、利用に際しては「利用申請書」及びかかりつけ医師による「医師連絡票」をそれぞれの医院へ提出してもらう必要があります。
お問合せ	西予市 スマイル保育園病児保育室 〒797-0030 西予市宇和町清沢2009番地2（西予市民病院北隣） 電話：0894-62-6736 西予市役所 子育て支援課 〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1 電話：0894-62-6551 FAX：0894-62-6564

病児保育のご案内（PDF）

<https://www.city.seiyo.ehime.jp/material/files/group/18/PF.pdf>



⑦ 就学について

●西予市教育相談について

……西予市教育委員会では、8月と11月に教育相談を実施する予定です。これは適正な就学について相談を行うものです。

詳細は、学校教育課（電話：0894-62-6414）までご連絡ください。

■問い合わせ先

西予市役所 学校教育課

西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

電話：0894-62-6414 FAX：0894-62-1115

●就学時健康診断

……就学予定者に対して、10月頃に実施し、心身の状況を把握して、治療の勧告その他の保健上必要な助言等を行います。例年9月下旬～10月中旬に在住校区の小学校から各家庭に案内があります。

■問い合わせ先

西予市役所 学校教育課

西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

電話：0894-62-6414 FAX：0894-62-1115

●就学先

就学分類	概要	対象
通常学級	通常の学級です。	
通常学級 ＋通級による指導	小・中学校において、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場で受けます。障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための個別指導を行います。	言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）など
特別支援学級	障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。小・中学校の学習指導要領に沿った教育を行いますが、障がいの状態等に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考に、実情に合った教育課程が編成できるようになっています。	知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がい
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒を対象として、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっていて、一人一人に応じた教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行います。	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱者（身体虚弱者を含む）

●特別支援学級または通級指導教室を設置している西予市内小学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
多田小学校	西予市宇和町河内171番地1	0894-66-0202	—	—
中川小学校	西予市宇和町田苗真土 1614番地1	0894-62-0357	○	—
石城小学校	西予市宇和町西山田164番地1	0894-62-9714	○	—
宇和町小学校	西予市宇和町卯之町2丁目 145番地	0894-62-0158	○	○
皆田小学校	西予市宇和町皆田1115番地1	0894-62-0551	○	—
田之筋小学校	西予市宇和町新城982番地1	0894-62-0474	○	—
野村小学校	西予市野村町野村11-43-1	0894-72-0027	○	○
大野ヶ原小学校	西予市野村町大野ヶ原217番地1	0894-76-0360	—	—
惣川小学校	西予市野村町惣川3888番地	0894-76-0120	—	—
城川小学校	西予市城川町魚成5673番地1	0894-82-0017	○	—
三瓶小学校	西予市三瓶町朝立1番耕地 337番地2	0894-33-0035	○	—
明浜小学校	西予市明浜町俵津8番耕地 316番地1	0894-65-0007	○	—

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。



●特別支援学級または通級指導教室を設置している西予市内中学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
明浜中学校	西予市明浜町俵津8番耕地 316番地1	0894-65-0004	○	—
宇和中学校	西予市宇和町下松葉629番地1	0894-62-1265	○	○
城川中学校	西予市城川町下相1237番地	0894-82-0029	○	—
野村中学校	西予市野村町阿下7号147番地	0894-72-0026	○	—
三瓶中学校	西予市三瓶町津布理48番地	0894-33-0041	—	—

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

*** 愛媛県内の特別支援学校については、P239参照**

